

# 子ども・子育て支援金制度が始まります！

安心して子育てできる社会をつくるため、4月から子ども・子育て支援金制度が始まります。

●子ども・子育て支援金とは  
みなさんの医療保険料・税に上乗せする形で支援金を拋出し、子育て施策を拡充させ、子育て世帯を社会全体で支える制度です。

- 支援金の使い道の例
- ・児童手当の拡充
- ・育児時短就業給付
- ・育児中の国民年金保険料免除
- ・妊婦のための支援給付
- ・出生後休業支援給付
- ・子ども誰でも通園制度



詳しくは、子ども家庭庁ホームページなどをご覧ください。



▲子ども家庭庁 HP



▲子ども家庭庁 note

◆問い合わせ先  
子ども家庭庁コールセンター  
☎0120-3303-272  
(受付時間 平日9時～18時)

## 拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出生後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 子ども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

・「子ども・子育て支援金制度について」(子ども家庭庁)内のポスターをもとに作成

## 病児保育のお知らせ

子どもが病気になる、仕事や家庭の事情で看病が難しいときは、病児保育をご利用ください。

- 利用できる施設  
JCHO秋田病院、平野医院
- 利用できる児童  
JCHO秋田病院…生後9週～小学校6年生  
平野医院…生後3か月～小学校6年生
- 保育時間 平日 8時～18時  
土曜 8時～17時(JCHO)  
※祝日・年末年始は休み
- 利用料金 1日2千円  
※就学前の子は助成制度あり
- 利用定員 各施設1日3人(変更の場合あり)
- 利用方法 事前に利用施設へ電話予約してください。
- JCHO秋田病院  
☎090-8924-4253  
平野医院 ☎54-3181



▲詳しくはこちら(町HP)

◆問い合わせ先  
福祉課 子ども福祉係  
☎85-4836

## 後期高齢者医療保険料率のお知らせ

	医療分	子ども・子育て支援金分
所得割率	9.73%	0.25%
均等割額	55,996円	1,350円

- ・令和8・9年度は特例として、均等割額の7割軽減が7.2割軽減となります。
- ・年間の保険料は、7月に通知します。

◆問い合わせ先  
秋田県後期高齢者医療広域連合  
☎018-853-7155

## 協会けんぽ保険料率

- 健康保険料率(3月分から) 10・01%(据え置き)
- 介護保険料率(3月分から) 1・62%(現行1・59%)
- 子ども・子育て支援金率(4月分から追加) 0・23%

◆問い合わせ先  
協会けんぽ 秋田支部  
☎018-883-1800